

税理士  
法人

# AIF事務所便り

2023.5.1/370号



## contents

- ◆令和5年度税制改正の目玉 所得税
- ◆令和5年度税制改正で大きく変わる相続対策
- ◆インボイス登録の申請件数が300万件を超える
- ◆創業時の個人保証を不要とする新しい信用保証制度開始
- ◆収入の壁 抑えるべき2種類の壁 「税金」と「保険」
- ◆～本のご紹介～ 税理士 山本久美子

## 令和 5 年度税制改正の目玉 所得税

令和 5 年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に運用してもらうという趣旨で NISA の抜本的拡充や恒久化、相続時精算課税の見直しや相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長が行われました。また、消費税のインボイス制度開始に伴い課税事業者となる免税事業者の負担軽減措置が講じられています。また、法人税の無申告者への罰則税の強化もとられています。

### ●NISA の拡充

NISA(少額投資非課税制度)は、購入した株式や投資信託の売却益や配当金が一定の範囲内で非課税となる制度です。NISA には一般 NISA と積立 NISA があり、それぞれ非課税となる保有期間や非課税枠などが決められていました。今回の改正では、非課税期間が無期限となり、非課税枠などが拡充されました。

	一般 NISA	積立 NISA	改正案
非課税期間	5 年間	20 年間	無期限
年間非課税枠	120 万円	40 万円	積立投資 120 万円 成長投資 240 万円
非課税限度額	600 万円	800 万円	両方 1800 万円

現在日本の普通預金金利は 0.001% 1000 万円預けても 100 円の金利です。定期預金でも 1000 万円預けても 200 円です。

### ●NISA の疑問

#### ①多額の資金がいるのでは？

まとまった金額がなくても 100 円からでも始められます。

#### ②知識なしで始めて大丈夫か？

「投資信託」から始めれば知識はいりません。

#### ③元本割れが怖い

長期の「投資信託」で全世界を対象にした「投資信託」であれば、過去一度もマイナス成長はないことからリスクは少ないです。

#### ④積立 NISA か一般 NISA の選択

2023 年 1 月より積立 NISA と一般 NISA の両方ができます。初心者はまず積立 NISA がお勧めです。老後の年金が不安な若い方は、預金や年金保険よりもはるかに高い運用益があり、税金も 0 円な積立 NISA を、経営者や資産家の方、余裕資金のある方、定期預金にお金が眠っている方は一般 NISA を。

#### ⑤保管手数料、売買手数料、買付手数料 0 円の証券会社に NISA 口座をつくる

SBI 証券、楽天証券、松井証券、マネックス証券等ネット証券はほとんど 0 円です。

窓口で相談したいのであれば、SMBC 日興証券等は低額手数料で取り扱っています。

## 令和5年度税制改正で大きく変わる相続対策

相続時精算課税制度で年110万円まで相続税・贈与税ともに非課税となります。

### ● 暦年贈与の相続税贈与の加算期間の延長

これまでは、相続が開始した前3年以内に贈与があった場合、その贈与により取得した財産の価額は相続税の計算に加算することとされていました。駆け込み贈与は認めないという趣旨と思われます。この加算期間が令和6年1月1日より3年から7年に期間が延長されました。

### ● 相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度とは、事前に推定相続人に相続時精算制度の適用を申請しておけば、2500万円(複数年にわたり2500万円が限度)まで贈与税の非課税措置がうけられ、2500万円を超えた生前贈与については20%の軽減税率が適用される制度です。それが今回の改正では、この控除とは別に、相続時精算課税制度を選択していれば毎年110万円以内の贈与なら贈与税の申告不要で非課税となります。これまで少額でも申告が必要であった相続時精算課税ですが、これにより110万円までなら、贈与税も相続税もかからず申告不要となれば、利用者側のメリットも大きく、相続対策にも使えます。

### ● 新しい相続時精算課税制度 2024年1月1日から施行

- ・ 年110万円までの贈与 〈新たに減税措置〉  
贈与税はかからない。相続財産にも加算しない。相続税もかからない。
- ・ 累計2500万円までの贈与  
贈与税はかからない。相続税に加算する。相続税の課税対象となる。



相続時精算課税制度は申告期限までに提出する必要があります。忘れずに!!

※上記の規定は一見矛盾しますが、相続時精算課税は一度申請すれば元に戻れない制度ですので、税務当局が財産の移転等捕捉しやすい面があり、暦年課税の非課税は実務上調査・捕捉は難しい面もあるかと思えます。一部の税理士では、相続時精算課税の110万円の非課税規定が今後なくなることも考えられると警戒感が出ています。

### その他の改正

#### ● 罰則強化 無申告加算税の引き上げ

無申告加算税は、納付すべき税額の50万円までは15%、50万円を超える部分については20%の割合で課税されてきました。今回の改正では、300万円を超える部分は30%に引き上げられます。法人税22.5%+30%合計52.2%に延滞税+住民税では75%以上の税額となり、無申告者には大変な罰則です。また、税務調査通知後の修正申告をした場合は25%に減額されるとのことです。

## インボイス登録の申請件数が 300 万件を超える

令和 5 年 3 月 31 日現在、国税庁はインボイス発行事業者の登録が 300 万件を超えたと発表しました。

3 月 31 日現在で申請件数は 320 万件に上ることがわかりました。登録ベースでは 268 万件となります。消費税の課税事業者全体の 76% が登録を済ませており、個人の課税事業者の  $\approx 53\%$  と過半数が、法人の課税事業者の  $\approx 88\%$  と 9 割がそれぞれ登録をしています。

### ●消費税の課税事業者はインボイス発行事業者の登録を早急しておくべき

消費税の課税事業者とは、原則として過去の法人申告や確定申告で、消費税の申告もしている事業者のことです。よく理解できないのでインボイス登録に躊躇している事業者は、とりあえずインボイス発行事業者になっておくのがよいでしょう。

インボイス発行事業者になったとしても、売先からインボイス(適格請求書)を要求されない限り発行しなくてもよいです。しかし、まれに法人の顧客や商売をしている顧客にインボイス(適格請求書)を要求される場合がありますので、領収書や請求書にインボイス番号を手書きで書くか、シャチハタ等の印鑑を用意しておくことです。これだとレジや販売管理ソフトの新規購入も必要ありません。

せっかく消費税の申告も納税もしているのにインボイス登録をしていないだけで、顧客に逃げられたり、零細業者(1000万円以下の売上がない免税事業者)とみられたり、売上を1000万円以下に誤魔化しているのではないかと脱税を疑われたり、馬鹿馬鹿しい限りです。

期限は令和 5 年 9 月までですが、駆け込み申請が多くなると思われるので、申請して何一つ損がないのでしたら、早急に申請されることをお勧めします。



当事務所でしたら、電子申請が可能で 1 か月間で申請から登録が終わります。

お困りの方は、当事務所へご相談ください。

### ●免税業者のインボイス登録申請について

過去に消費税申告をしていない、売上が 1000 万円以下の免税事業者については、以下の検討が必要となります。

- ①顧客がインボイス(適格請求書)を要求する通知がきている、または口頭で言われている事業者の場合は、経営判断として、取引継続のためにインボイス発行事業者になる。
- ②飲食業や小売業のように一般消費者のみが顧客で、インボイス(適格請求書)を要求する顧客には、「うちはインボイス発行できません」と言って、インボイス発行事業者にならない。
- ③上記以外のグレーな事業者の場合は様々な選択肢が残る
  1. 免税事業者のまま登録せず、顧客は経費の 8 割分、3 年間のみなし課税をしてもらう。
  2. インボイス登録をして 3 年間は売上の 2% の軽減措置を受ける。3 年間は原則課税か 2% 課税か申告の時に判断する。3 年後は簡易課税の選択も考慮する。

今回の措置はマイナンバー、電子帳簿保存法等と連動して、1000 万円以下の免税事業者の益税の廃止に留まらず、売上の捕捉、無申告者のあぶり出し等日本の税の透明化、財産の全面的な捕捉への一段階と思われます。

## 創業時の個人保証を不要とする新しい信用保証制度開始

### ●スタートアップ創出促進保証制度

2022年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を踏まえ、創業時の経営者保証を不要とする新しい信用保証制度として、「スタートアップ創出促進保証制度」が2023年3月15日より開始されました。

これまでも原則無担保無保証での融資は日本政策金融公庫の創業融資等がありましたが、起業を考えている方の約8割が借金や個人保証を抱えることを懸念され、起業に踏み切れない阻害要因になっておりましたので、起業・創業の促進につながるよう新しい制度が始まりました。

### ●最長3年以内の元本返済の据置期間も

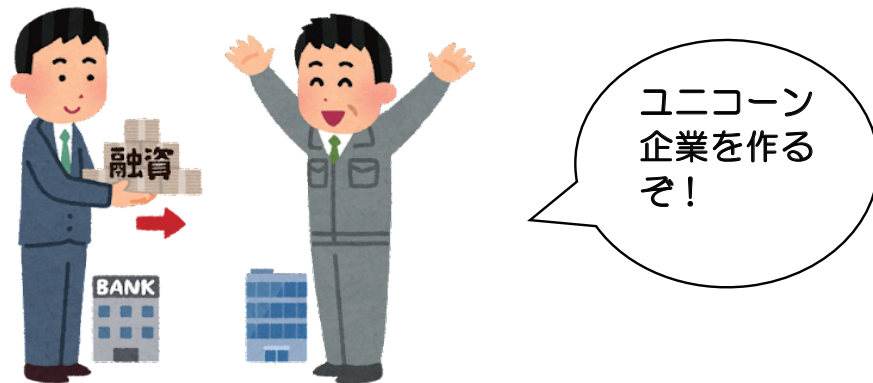
本制度の保証対象者は創業を予定（これから2か月以内に法人を設立予定）の個人もしくは創業5年未満の法人になります。保証限度額は3,500万円で、運転資金および設備資金の両方に使えます。保証期間は10年以内となりますが、1年（条件を満たせば最長で3年）以内の元本返済の据置期間がありますので、資金が特に必要な創業期にある程度資金の心配をせずに事業に集中できます。

保証料率については、無担保無保証であるため、各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした保証料率となっています。

### ●本制度の留意点

本制度を受けるためには、創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）の提出が必要となります。保証申込の受付時点で税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1 / 10以上の自己資金を有している必要があるので注意しましょう。

また、本制度の融資後には原則として会社を設立して3年目および5年目のタイミングで中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づいた確認および助言を受ける必要があります。



## 収入の壁 抑えるべき2種類の壁 「税金」と「保険」

現在国家で討議されている年収の壁について詳細に検証してみました。

### ①税金の壁

#### ・100万円の壁

住民税の課税基準が年収の93万円～100万円であるため、100万円を超えなければ住民税が課税されません。  
(月額83,000円以下)

#### ・103万円の壁

103万円とは所得税が課税されない限度額です。

給与所得控除55万円 + 基礎控除額48万円の計103万円

#### ・150万円の壁

年収150万円を超えると配偶者特別控除が徐々に減額されます。150万円までは、配偶者特別控除を満額の38万円が受けられます。

#### ・201万円の壁

年収201万円を超えると配偶者特別控除がゼロとなります。また配偶者特別控除は、納税者本人の年収が1220万円を超える場合は受けられません。

### ②社会保険の壁

社会保険にかかわる壁は、手取り収入金額に大きく影響します。

#### ・106万円の壁

令和4年10月の法改正により社会保険の加入条件が拡大しました。

1. 社員101人以上 (令和6年から51名以上)
2. 週20時間以上働いている
3. 月額8.8万円(年収106万円)以上の賃金をもらっている
4. 雇用期間が2カ月以上見込まれる
5. 学生でないこと

つまり大手企業では106万円の壁となります。

#### ・130万円の壁

上記5つの条件を満たしていなくても、年収130万円を超えると、扶養から外れることになり、無条件で健康保険料と厚生年金保険料を支払う義務が生じます。

社会保険は現在、最低4,312円(東京)の健康保険料と最低8,052円の厚生年金保険料が発生します。政府では手取りが減らない何らかの措置をとることを現在検討しています。実質手取りが働くほど減るのであれば経営者・労働者双方にマイナスだということです。ただ、社会保険は会社が半額負担しているため、個人で加入している国民健康保険や国民年金より実質お得な面があります。詳細は当事務所担当者にお聞きください。

## ～ 本のご紹介 ～

今回の事務所便りでは最近読んで面白かった本をご紹介します。

KADOKAWA から出版されています「お金の流れで見る戦国時代」

歴史に触れていても、史実や各大名の決断が上滑りして入ってこず、前提が足りなさすぎなんだろう、別視点で読んだらわかるかもと思い、手を伸ばした一冊です。

表紙の煽りに「元国税調査官が戦国大名の懐にガサ入れ」とありますが、各戦国大名の収益源と支出の特徴から各大名の事情が分かりやすく書かれています。



エピソードを少し紹介しますと、

- ・足利室町政権は発足当初から財力が乏しかった

(南北朝時代を経て成立する足利室町政権には、足利政権の離反者が加担できた敵対政権の南朝があった。離反者がでないよう直轄領を削って家臣をつなぎとめようとした結果、足利家の直轄領が少なくなってしまう)

- ・天下統一を最後まで阻止した北条氏の統率力

(恒常的な減税に成功させただけでなく、飢饉などの際には臨時減税をしたり、伝染病が流行ったときは京都より薬を取寄せたりと民衆の心を鷲掴み！政策は他の戦国大名が参考にするまでに)

- ・愚策とも思える朝鮮征伐を豊臣秀吉が実行した理由

(秀吉の実施した政策の多くは信長発案で具体案がでていたものだったが、朝鮮征伐は信長も具体化していなかった)

他にも多くの武将大名の名前を挙げ、お家事情と強さの秘密を紐解くことで一人一人の戦国大名の輪郭を鮮やかにしてくれると手ごたえのある一冊です。(私が知らなさすぎもありますが・・・)

歴史が好きな方も、経営上で何か打開策を見つけたい方も、何かしら得られる本だと思います。よろしければ手に取って御覧ください。

この記事を書くにあたり調べたら、なんと同じ作者で明治維新版、世界の歴史版がありました。こちらもおもしろそうなので、時間を見つけて読んでみたいと思います。